



北労発基 0729 第 1 号
令和 6 年 7 月 2 9 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
三富 則江

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 9 日付けをもって申出代表 日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議 代表 中本 俊光 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

北労発基 0729 第 2 号
令和 6 年 7 月 2 9 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
三富 則江

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 1 日付けをもって申出代表 日本基幹産業労働組合連合会北海道本部 委員長 荒川 孝志 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

北労発基 0729 第 3 号
令和 6 年 7 月 2 9 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
三富 則江

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 1 日付けをもって申出代表 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合
会北海道地方協議会 議長 谷口 幸一 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第
1 5 条第 1 項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金（平成 2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に
関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の
意見を求める。

写

北労発基 0729 第 4 号
令和 6 年 7 月 2 9 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
三富 則江

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 5 日付けをもって申出代表 全北海道造船機械労働組合協議会（北海道船舶
最低賃金連絡会） 議長 橋本 康憲 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1
5 条第 1 項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成
2 0 年北海道労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2
1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。